

広島市告示第229号  
令和7年4月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン五日市  
広島市佐伯区五日市五丁目1553番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西 泰明  
広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
株式会社しまむら  
代表取締役 高橋 維一郎  
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
- 3 変更事項  
別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
令和7年10月1日
- 5 届出年月日  
令和7年3月31日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和7年4月7日から同年8月7日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年8月7日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

## 変更しようとする事項

## (1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

6,996 m<sup>2</sup> (現状 2,537 m<sup>2</sup>)

(変更後)

1,936 m<sup>2</sup>

## (2)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ①駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設No.1 南側隔地 (別添図面 3 に記載のとおり)	112 台
	合 計	112 台
	届出台数	87 台

※駐車場整備台数 112 台の内 87 台を来客用の届出駐車台数とする。

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設No.2 南側隔地 (別添図面 4 に記載のとおり)	83 台
2	店舗施設No.2 南側 (別添図面 4 に記載のとおり)	48 台
	合 計	131 台
	届出台数	62 台

※ 駐車場整備台数 131 台の内 62 台を来客用の届出駐車台数とする。

## ②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設No.1 北西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	18 台
2	店舗施設No.2 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	50 台
3	店舗施設No.2 東側 (別添図面 3 に記載のとおり)	95 台
	合 計	163 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	20 台
2	店舗施設No.2 南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	15 台
	合 計	35 台

③荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位 置	面 積
1	店舗施設No.1 南側 (別添図面 3 に記載のとおり)	180 m <sup>2</sup>
2	店舗施設No.2 北側 (別添図面 3 に記載のとおり)	192 m <sup>2</sup>
	合 計	372 m <sup>2</sup>

(変更後)

No.	位 置	面 積
1	店舗施設No.1 北側 (別添図面 4 に記載のとおり)	24 m <sup>2</sup>
2	店舗施設No.2 北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	24 m <sup>2</sup>
	合 計	48 m <sup>2</sup>

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

No.	位 置	容 量
1	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	15.0 m <sup>2</sup>
2	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	3.0 m <sup>2</sup>
3	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	9.0 m <sup>2</sup>
4	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	18.0 m <sup>2</sup>
5	店舗施設No.1 南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	3.0 m <sup>2</sup>
6	店舗施設No.1 南東側 (別添図面 3 に記載のとおり)	6.0 m <sup>2</sup>
	合 計	54.0 m <sup>2</sup>

(変更後)

No.	位 置	容 量
1	店舗施設No.1 北側 (別添図面 4 に記載のとおり)	2.4 m <sup>2</sup>
2	店舗施設No.2 北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	11.0 m <sup>2</sup>
	合 計	13.4 m <sup>2</sup>

(3)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻
本館 1 階	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分
その他	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分

(変更後)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻
—	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

## ②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	1 箇所	出入口No.1 (出入口) : 駐車場東側
合 計	1 箇所	

※出入口No.2 (西側出入口) はゆめマート新築工事期間中閉鎖。

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2 箇所	出入口No.1 (出入口) : 駐車場東側
		出入口No.2 (出 口) : 駐車場西側
2	2 箇所	出入口No.3 (入 口) : 駐車場南側
		出入口No.4 (出 口) : 駐車場北東側
合 計	4 箇所	

## ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
2	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
2	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで(24 時間)